

5月のお知らせ



★ 生活経済事犯被害の未然防止対策の推進

消費者庁では毎年5月を「消費者月間」として、消費者問題に関する啓発活動等を行っており、警察でも、生活経済事犯の態様、犯行の手口、被害防止のための措置等について広報し、被害拡大の防止を図っています。

<悪質商法について>

一般消費者を対象に組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法または不当な手段・方法が組み込まれたものがあります。

住宅の無料点検を装って訪問し、全く必要のない工事をしたり、浄水器等売りつけたりする点検商法や、注文していない商品を勝手に送りつけて代金を一方的に請求する送りつけ商法など、さまざまな手口があります。その他の手口については、県警HPをご覧ください。

<被害にあわないためのポイント>

『悪質業者は、う・そ・つ・き!』

う…うまい話を信用しない!

そ…相談する!

つ…つられて返事をしない!すぐに契約しない!

き…きっぱり!はっきり!断る!



<悪質商法110番について>

困ったときはまず相談してください。

相談窓口として、県警では「悪質商法110番」を設置しています。

☆悪質商法110番 0742-24-9441

(午前8時30分から午後5時15分まで)